

江戸時代前期の木津川水運

田中淳一郎（技師）

はじめに

1990年度の特展「木津川の歴史と民俗」展の実施にともない、江戸時代の木津川水運に関する古文書等を調査して歩いた。そのなかで気づいたことは、元禄期以前、すなわち17世紀の資料が全く残っていないということである。^(注1)おそらく、1712(正徳2)年をはじめとするたび重なる洪水によって、古文書等の多くが流失したものであろうと推測される。このため、現在では、木津川六カ浜の成立事情など、木津川水運にとっての根本的な問題が、わからなくなっている。

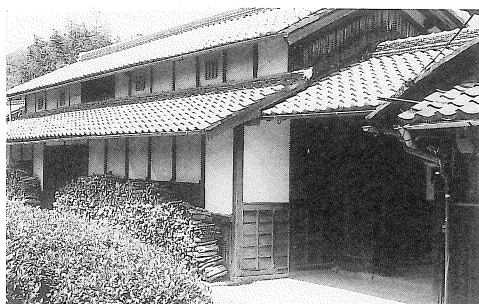
ところが、相楽郡加茂町法花寺野の小嶋家に伝存した古文書のなかに、1763(宝暦13)年に作られた「船株万写覚書」という冊子があり、そのなかには17世紀中葉からの記録が写し留められていることを知った。後年の写であるから、検討は必要であるが、木津川水運に関する新資料として、紹介しておきたい。

1. 小嶋家と「船株万写覚書」

小嶋家は、加茂町^{ほうけじの}法花寺野に代々居住される藤堂藩無足人の家柄の旧家である。現在は本家は奈良市内に移られたが、法花寺野の家も一族の方が守られている。^(注2)

小嶋家は、江戸時代初頭に、藤堂高虎から、大野浜に備蓄された大坂城の残石の管理を命じられた家であることは、『山城郷土資料館報』第8号で、高橋が報告している。^(注3)大野山から切り出し、木津川を使い大坂へと運んだ巨石、その残石の管理を任された小嶋家は、当然、木津川の水運に関しても、なんらかの権限を有していたものと、考えられる。

小嶋家本家には、十数点の古文書が伝えられている。良く知られているのが、「賀茂残



法花寺野小嶋家の構え

り石之帳」である。その他、今回紹介する「船株万写覚書」や「無足人帳」、また瓶原例幣^{みかのほら}使料の下行米輸送に関わるものなどがあり、小嶋家が、瓶原浜の船惣代や船年寄を勤めていることが明らかになった。

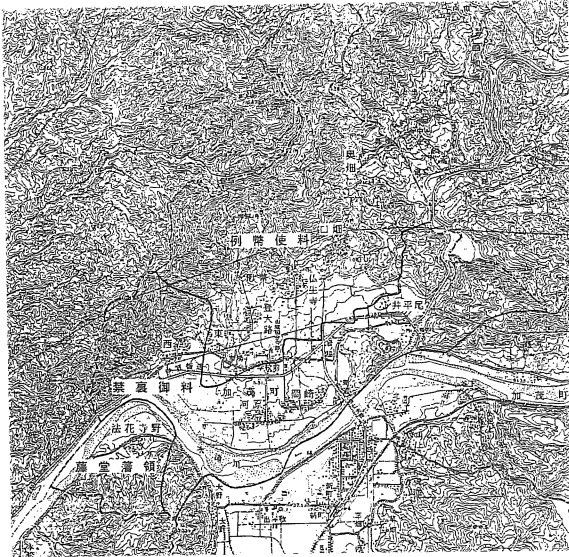
「船株万写覚書」は、袋綴の堅帳の冊子で、表紙に、宝暦13年正月の年紀と「瓶原之内法花寺野村 小嶋勝右衛門」の署名がある。内容は、1656(明暦2)年から1740(元文5)年にいたる間の、瓶原浜の船株に関する主要な文書を、ほぼ年代順に書き綴ったものである。1763(宝暦13)年にまとめられた理由はわからないが、小嶋家の水運に関する権利を主張するために、作成されたようである。

ついで、年代をおって、資料を紹介していくが、その前に瓶原と法花寺野の関係について、触れておきたい。

2. 瓶原郷と法花寺野村

瓶原^{みかのほら}は、現在加茂町の北半部の地域の称である。瓶原に属するのは、奥畑、口畑、仏生路、登大路、東、井平尾、河原、岡崎、西の木津川北岸の9地区であるが、南岸の法花寺野もかつては瓶原に含まれていたようである。また、河原区の飛地が、木津川南側に、法花寺野をはさむようにひろがっている。

法花寺野の集落は、木津川および北岸の恭

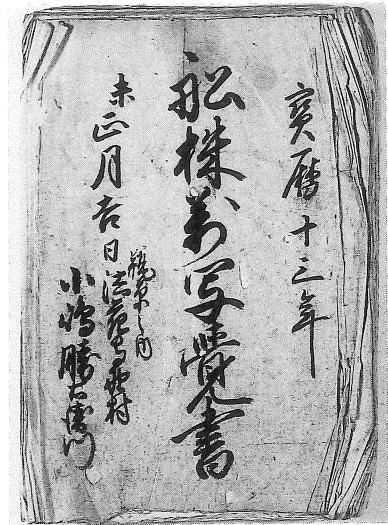


瓶原地域図 (S=1/75,000)

仁宮があった方向への眺望が良く、「続日本紀」に名前が見える、奈良時代の甕原離宮の場所とも推定されている。^(註4)古くから、法花寺野が木津川南岸にありながら、瓶原を構成していたことを示すのであろう。

江戸時代には、法花寺野を含め、瓶原郷と呼ばれた。^(註5)1619(元和5)年に、全域が伊勢国津(現三重県津市)藩の藤堂高虎の領地となった。ところが、1653(承応2)年に、伊勢神宮・日光東照宮への例幣使の費用を賄うための例幣使料が設けられると、奥畑、口畑、仏生寺、登大路、西村内分郷(のちの東村)の各村はこれに指定され、藤堂藩料を離れた。ついで1655(明暦元)年には、井平尾、岡崎、河原、西の各村が禁裏御料として朝廷に献上された。^(註6)これによって、法花寺野を除く木津川北岸の瓶原郷は、すべて藤堂藩領ではなくなったのである。法花寺野のみは、維新を迎えるまで藤堂藩領で変わることはない。

こうして、1655年に、瓶原郷内の木津川に面する村々の間に、領主が異なるという事態が生じた。このことが、微妙な関係をもたらしたようである。「船株万写覚書」が、翌1656(明暦2)年から始まるのも、その証左となるろう。



「船株万写覚書」表紙

以下、資料に即して、みていこう。

3. 17世紀瓶原浜の水運事情

「船株万写覚書」に含まれる記録のなかでもっとも古いのは、1656(明暦2)年正月の法花寺野村の七蔵が出した言上状である。

乍恐謹而言上仕候

一山城瓶原九ヶ郷之内ニ舟八艘先年より遣来り候処ニ、中奥うさん成はまと被仰被召上候、則加茂ノ舟持中へ四五年御預ケ被為成候ニ付、数度御侘言仕り、三年前巳ノ年ニ舟遣候へと被為仰付、難有奉存、先規之舟持法花寺野村ニ三艘、岡崎村ニ壹艘、川原村ニ五艘、三ヶ村ニ八艘ニ相究り、去ル巳ノ年より遣申候、柿・みかん其外少の荷物もいつれの村より出候もろくニつミ申候御事

一旧冬未ノ極月廿九日ニ川原村より我等木綿四百斤余舟ニつミこし候へ、河原村平四郎、岡崎村六兵衛頭取仕り、人数致催、理不尽ニ舟を川原へ引上、剩木綿迄押へ被置候、先規ノ舟持ニ紛無御座候、其段近郷之舟持中ニ御尋被為成可被下候、少も偽リ不申上候処ニ加様之押領迷惑ニ奉存候御事

一 瓶原ノ内八ヶ村去年禁中様ニ相渡リ候、法
 花寺野村残り迷惑ニ奉存候処ニ、剩御替
 り目を以我等村ニ舟遣ハシ申間敷と新義を
 たくらミ迷惑ニ奉存候、先年之通被為 仰
 付可被下候御事
 右之兩人被召出先規之通ニ被為 仰付被
 下候ハ、難有可奉存候、以上
 瓶原ノ内法花寺野村
 七蔵
 明暦二年
 申正月日
 御奉行様

一 瓶原九ヶ郷の内舟八艘先
 年之通被為仰付可被下候御事
 右之兩人被召出先規之通ニ被為 仰付被
 下候ハ、難有可奉存候、以上
 瓶原ノ内法花寺野村
 七蔵
 明暦二年
 申正月日
 御奉行様

明暦2年 法花寺野村七蔵言上状

一 瓶原ノ内八ヶ村去年禁中様ニ相渡リ候、法
 花寺野村残り迷惑ニ奉存候処ニ、剩御替
 り目を以我等村ニ舟遣ハシ申間敷と新義を
 たくらミ迷惑ニ奉存候、先年之通被為 仰
 付可被下候御事

右之兩人被召出先規之通ニ被為 仰付被
 下候ハ、難有可奉存候、以上

瓶原ノ内法花寺野村
 七蔵

明暦二年
 申正月日
 御奉行様

この言上状によると、当時瓶原九ヶ郷には
 船が8艘あって、法花寺野が2艘、岡崎が1
 艘、河原が5艘と決められていたことがわか
 る。なお、瓶原九ヶ郷には、法花寺野が含ま
 れ、東村はまだ西村から分離していないので
 合わせて1郷とされているようである。

瓶原の船は、柿やみかん、木綿などを運送
 していた。しかし昨1655年に、法花寺野村を
 除いて、「禁中様」すなわち朝廷に関する料
 地となったことによって、法花寺野村と北岸
 村々との間に争いが起きたようである。法花
 寺野には「舟遣ハシ申間敷」と、河原・岡崎
 を中心とした北岸村々で水運を独占しようと

した動きがあったことがわかる。これに対し
 て、法花寺野村が、瓶原における水運の権利
 を主張したのが、この言上状である。結果は
 わからないが、その後も法花寺野は瓶原のな
 かの浜として水運に携わっていることが明ら
 かなので、法花寺野の主張が認められたので
 であろう。

次いで、1669（寛文9）年の船運賃の記録
 が2点残されている。

- ① 舟運賃之事 瓶原九ヶ郷
- 一瓶原より淀伏見迄壹艘ニ付銀七匁ニ而御座
 候
 一同所より鳥羽迄壹艘ニ付銀八匁ニ而御座候
 一同所より宇治迄壹艘ニ付銀拾匁ニ而御座候
 右之通ニ御座候、其外近所江、其相応ニ舟
 賃取申候、以上

瓶原舟持中

寛文九年
 酉ノ九月十九日
 進上
 御舟奉行様

- ② 御 公用御役船之事
- 一御役船加子米之儀者淀上荷同前ニ近船壹
 艘ニ付式人加子式升、遠船六升宛被下候
 木津川筋

一回所不 釜倉迄 式里 派三々
 右之通運賃往古より定りて
 御奉行様
 寛文九年 九月十九日
 瓶原村 船持中

明暦二年 申五月日
 御奉行様
 御役船かき舟は伏見上流より
 舟に米石を積付て式里より舟を
 下り瓶原より
 木津川迄
 一回所不 木津迄 七里 派七々
 一回所不 富野迄 四里 派四々
 一回所不 淀迄 七里 派七々
 一回所不 伏見 八里 派八々

寛文9年 船運賃定

一瓶原より	木津迄	七里	銀二匁五分
一同所より	富野迄	四里	銀四匁
一同所より	淀迄	七里	銀七匁
一同所より	伏見 鳥羽	迄 八里	銀八匁
一同所より	笠置迄	式里	銀三匁

右之通運賃往古より定りて御座候、以上
 寛文九年 瓶原村船持中
 西ノ九月十九日
 御奉行様

切って目的地まで物資を運んだときの運賃の
 ことと推測される。当時の米1石の値段が銀
 約60匁であることを基に、船賃の米値段換算
 による、現在との比較も可能である。

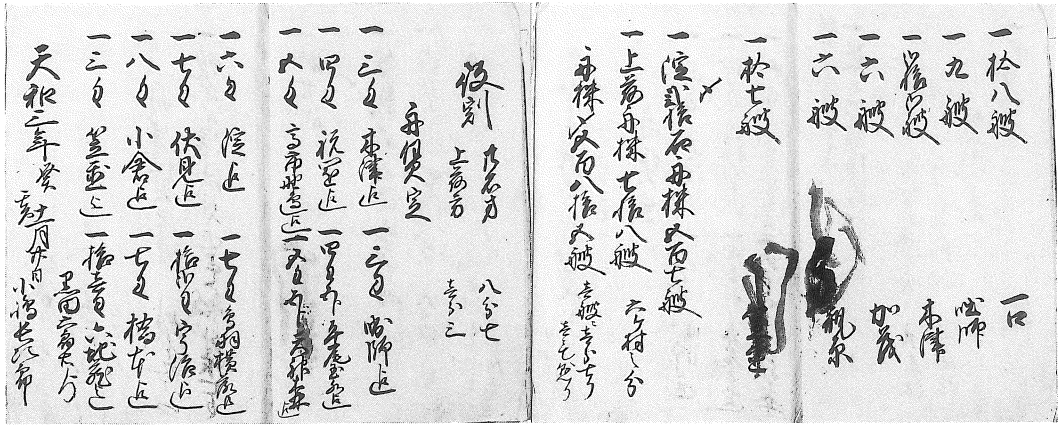
さて、この「船株万写覚書」のなかで、最
 も興味深いのは、以下に示す1683(天和3)
 年の記録である。六カ浜が姿を見せてくるな
 ど、江戸時代の木津川水運を考える上で、重
 要な資料と思われる。

①は、一般的な船賃の定で、淀・伏見・鳥羽
 ・宇治といった遠方への運賃が定められてい
 したが、近辺への船賃は、行先や積荷の量など
 によって「相応」に決められたことが知られ
 る。②は、瓶原の船が幕府などの公用を勤め
 る場合の運賃である。もっとも実際の運賃が
 大きく異なるわけではない。役船には、加子
 (水主)が2人乗船し、運賃とは別に、米が
 近辺では2升、遠方では6升、与えられたこ
 とがわかる。また、富野(現城陽市)のよう
 に、のちの六カ浜に属さない浜にも、船の往
 来があったことは、注目しておく必要がある。^(注7)

なお、ここでいう船賃とは、上荷船1艘、
 瓶原の場合では、おおよそ10石積程度(米1
 石は約150kg)になるが、この船1艘を借り

桜井孫兵衛様去冬詰

一米高四百拾式石五斗五合	
内	
三百五拾八石八斗七升九合	廿石船
五拾三石六斗式升六合	上荷船
役割之覚	
一五百七艘	淀
一拾八艘	一口
一九艘	吐師
一式拾式艘	木津
一六艘	加茂
一六艘	瓶原
一拾七艘	笠置
一	
一淀式拾石舟株五百七艘	



天和3年 船数船質定

一上荷舟株七拾八艘 六ヶ村之分
 舟株ノ五百八拾五艘 壹艘ニ壹分七リ壹毛懸リ
 役割 廿石方 八分七
 上荷方 壹分三
 舟賃定
 一三匁 木津迄 一三匁 吐師迄
 一四匁 祝園迄 一四匁五分平尾玉水迄
 一五匁 高市野辺迄一五匁五分天神森迄
 一六匁 淀迄 一七匁 鳥羽横落迄
 一七匁 伏見迄 一拾貳匁 宇治迄
 一八匁 小倉迄 一七匁 橋本迄
 一三匁 笠置迄 一拾壹匁 六地藏迄
 天和三年癸十一月廿日 黒田六郎右衛門
 小嶋長次郎
 加右衛門
 重右衛門
 弥二右衛門
 与右衛門

資料に沿ってみていこう。まず、前年分の桜井孫兵衛が管理する米、二条城の蔵米かと思われる米の輸送のことが記されている。それによると、412.5石余のうち358.8石余を淀を根拠地とする二十石船が運び、53.6石余を木津川の上荷船が運んだようである。この比率は、二十石船が約87%、上荷船が約13%となる。

つぎに船数が書き上げてあり、淀の二十石船が507艘、木津川の上荷船が、一口（現久御山町）の18艘、吐師（現木津町）の9艘、木津（現木津町）の22艘、加茂（現加茂町）の6艘、瓶原（現加茂町）の6艘、笠置（現笠置町）の17艘の合計78艘であった。船数も比率をとると、総数585艘のうち二十石船が約87%、上荷船が約13%となる。実際の積載量は、二十石船は20石、上荷船は10~15石程であるから、積載量の比は、二十石船がもっと大きいことになる。ここでは、船の数だけが問題とされたようである。

淀の二十石船の船数は、これ以前には230艘であったという記録があり、その後次第に増加して500艘前後となっていたという。また、六カ村の上荷船については、これ以前に船数を知りうる資料はない。

ところが、この1683（天和3）年以降は、淀の二十石船は、507艘に固定されている。また、上荷船は、このときの各村の船数が、船の株数として後代の基準とされていく。これらのことから、この年に、木津川水運にたずさわる船に関するなんらかの取り極めがなされたものと推定される。そして、淀の二十石船と木津川の上荷船との、運搬量と船数について、87対13の比率とすることが定められたのであろう。この比率は、当時の実態を反映したものである。

ここに淀とならんで名前のあげられている木津川沿岸の6カ村、一口・吐師・木津・加茂・瓶原・笠置は、のちには木津川六カ浜として登場してくる、木津川水運の重要な浜である。この資料では、まだ六カ浜とは称されていないが、17世紀後半には、この6ヶ所の浜が、水運の拠点としての地位を固めていたことがうかがえるのである。しかも、1683(天和3)年段階で、各浜の有していた上荷船の数、そしてそれが後々まで、各浜の船株数として基準とされたことが確認できる。

後段の「舟賃定」を見よう。木津・吐師・笠置という、前記六カ村への舟賃があるのは当然であるが、祝園(現精華町)、平尾(現山城町)、玉水・高(多賀)(現井手町)、市野辺(現城陽市)、天神森(現田辺町田辺)などの木津川沿岸各浜の名前があがっていることが注目される。というのは、18世紀以降の資料では、木津川六カ浜の上荷船は、六カ浜以外では荷物を積むことができないとされたために、荷物を降ろす浜である淀や伏見への運賃の記録はあるが、他の浜への運賃の資料がなかったからである。^(注9) 今回の小嶋家文書によって、少なくとも17世紀後半には、瓶原と木津川流域各地とを、上荷船が往来していたことが確認されたのである。

また、淀・伏見だけでなく、宇治や小倉、六地蔵(現宇治市)、橋本(現八幡市)などへも通っていたようで、木津川だけでなく、広く淀川や宇治川にまで活動範囲が及んでいたことがわかる。

4. 六カ浜の成立前後

前節において、17世紀後半には、木津川流域の浜のなかでも、6カ所の浜が、とくに拠点として確立してきていることをみてきた。一部には、この六カ浜の制度的な成立を1695(元禄8)年とする説があるが、^(注10) 現在のところ確認できていない。しかし、六カ浜は、江戸時代をとおして、木津川水運の重要な問題

であるので、「船株万写覚書」のなかから、17世紀から18世紀にかけての資料を検討していきたい。

1695(元禄8)年の資料として、淀川の過書船奉行から、淀と瓶原の舟持に仰せ渡された次のような文書が写し留められている。

元禄八年亥三月十七日

木村源之助様 淀上荷舟年寄 江被
 角倉与市様 於御屋鋪 瓶原郷上荷舟持

仰渡候趣

- 一瓶原郷上荷舟持申出候者、郷内井平尾村浜之義、往古^レ瓶原浜^ニ而候処、淀上荷舟を差寄せ賃取荷物積下^シ候^ニ付吟味仕候処、淀之者申候者前々^レ舟入組之場^ニ而先着之舟荷物積下し候と我儘申掛ケ迷惑之由訴詔仕候
- 一淀之者申候者、右浜先着之場所^ニ而候、先年瓶原出入有之節彼浜先着次第^ニ荷物積候様^ニと被仰渡、其以後替り被仰付^茂無之^ニ付今以舟持積候由申候
- 一瓶原之者申候者、四十年余以前郷内之舟持出之此段浜之者申通候、其砌り者此浜^レ出候荷物之外上荷舟^ニ一旦積下^シ候得共、承応二巳年伊勢日光御幣料^ニ被仰渡候節上荷舟之義如前々働申度由達 詔仕候^ニ付、舟浜共^ニ先規之通免之、尤公役相勤自分之働も申付、夫^ニ付無恙相勤申候
- 一木津川筋上荷舟持笠置村加茂村木津村吐師村此者共^江彼浜之義致吟味候処、井ノ平尾村浜数拾年以来我等共舟入組候而荷物積下^シ候義、曾而不覚由申候
- 一淀之者共申出証跡も無之不分明候、笠置加茂木津吐師之者共右之通申上候、淀上荷舟斗此浜^ニ而入組働可申道理無之候、井平尾村浜之義者瓶原郷領内之事^ニ候得者、瓶原之者可申通^ニ候、旁以淀之者申分不相立候、向後井平尾村浜之義、弥瓶原郷上荷舟^ニ而働可申候、右御両所様被仰渡候旨可奉畏候、



元禄 8 年 被仰渡候趣

以上

元禄八年亥三月日立會

この文書によると、井平尾村の浜について、淀の者は、船入組の場所で、先着の船から荷物を積み下ろす浜であると主張するが、瓶原や木津川沿岸の「上荷舟持」たちは、井平尾は瓶原郷の浜で、他浜の上荷船が入ることは数十年来ないと答えている。木村・舟倉の両過書船奉行が関係者吟味の上仰せわたしたのは、淀の者の申し分には証拠がない、井平尾村浜については瓶原郷の上荷舟が動くようにとのことであった。

ここから読みとれるのは、圧倒的な船数で木津川水運を独占してきた淀船に対して、自分たちの浜の荷物は浜の船で運ぶことを主張する木津川沿岸の浜が登場してきたことである。それらの浜は、「木津川筋上荷舟持」と称される笠置村、加茂村、木津村、吐師村であった。これに瓶原を加えた浜が、木津川沿岸で、上荷船と呼ばれる帆かけ船を持ち、水運にたずさわっていたのである。

ここで、17世紀末に作成された幕府側の公的な記録に、木津川水運のことが記されているので、引用しておきたい。『京都役所方覚

書』^(注12)と呼ばれる1694(元禄7)年ころに成立したと考えられる、京都町奉行所の職務遂行のための実務書のなかに、上荷船について、次のように記されている。

四十四 淀上荷船

上荷船 御証文御運上も無之候
一舟数貳百三十艘

寛永三年御改之節相極り候舟数、如此
(中略)

右上荷船持共淀一口其外木津川筋に罷在候、浅川、枝川過書船荷物重7舟通りかね候時、上荷をはね候而積せ候。付、上荷舟と申候由

この時点では、京都町奉行所は、淀と一口の上荷船については存在を把握していたけれども、他の木津川上荷船を有する浜については、確実に把握していないか、そうする必要もなかったらしいことがうかがえる。

ところが、同じく京都町奉行所の実務書であるが、1713(正徳3)年頃の状況を記録したと思われる『京都御役所向大概覚書』^(注13)には、1626(寛永3)年に230艘だった淀の上荷船が、現在500艘以上に増加していることを記したあとに、次のように、木津川六カ浜を明記し

一 淀上荷舟の儀、去寅ノ十月過書式拾石舟ニ
 御加被成候付、木津川筋御代官所村々々
 運送申上候事、右儀、御座候、以上
 享保六年丑ノ四月九日
 瓶原舟持年寄
 十兵衛
 同 舟持惣代
 平兵衛
 御奉行様

一 淀上荷舟の儀、去寅ノ十月過書式拾石舟ニ
 御加被成候付、木津川筋御代官所村々々
 運送申上候事、右儀、御座候、以上
 享保六年丑ノ四月九日
 瓶原舟持年寄
 十兵衛
 同 舟持惣代
 平兵衛
 御奉行様

享保 8年 覚

ている。

- | | |
|-------|----|
| 一拾艘 | 一口 |
| 一拾六艘 | 吐師 |
| 一式拾五艘 | 木津 |
| 一拾式艘 | 賀茂 |
| 一三拾壹艘 | 笠置 |
| 一拾式艘 | 瓶原 |

したがって、この2冊の覚書が作成された間の時期に、幕府としても、木津川六カ浜を掌握しなければならぬ状況になっていたと考えられる。さきの1683(天和3)年の記述と比較すると、各浜とも船数を増加させ、合計数も78艘から116艘へと、5割も増えていることも知られる。また、船賃については、六カ浜から、淀・伏見・下鳥羽への運賃のみ記されており、木津川沿岸各浜が記載されていないのも注目される点である。

『船株万写覚書』には、残念なことに、この時期の資料は写し留められていない。次にくるのは1721(享保6)年と1723(享保8)年の資料である。「六ヶ所上荷船持」という表現が使用されている。

④ 乍恐口上書

- 一 城州相楽郡瓶原ニ所持仕候舟者拾石積ニテ、従往古上荷舟と申来り、式拾石舟とハ不申候御事
 - 一 船株者往古ノ六株ニ而 御座候、舟数ハ従先年拾式艘遣来り、淀、伏見、宇治、六地藏、鳥羽、横大路、笠置迄之内ヲ相働申候御事
 - 一 船御支配木村宗右衛門様、角倉与一様ニテ御座候、上前者往古ノ何方ニモ 差上ケ不申候御事
 - 一 毎年禁裏様御詰米二條御蔵詰米其外川筋御普請之節者、御役舟相働申候得者、加子米被為下候御事
 - 一 御宮様方又者川筋御順見様方御通之節、御用御役船相働申候、右加子米不被為下候御事
- 右之通相違無御座候、以上

享保六年丑ノ四月九日

瓶原舟持年寄
 十兵衛
 同 舟持惣代
 平兵衛

御奉行様

⑤ 覚

- 一 淀上荷舟の儀、去寅ノ十月過書式拾石舟ニ御加被成候付、木津川筋御代官所村々々出

候二條御蔵詰米運送等之小廻シ場所役舟之儀相窮候処、右役舟之儀過書式拾石舟・六ヶ所之上荷舟有来通申合相勤候様可申付旨、此度被仰渡候間、左様ニ相心得可申事

一右御蔵詰米運送之儀者過書式拾石舟茂上荷舟同様ニ相勤候儀ニ候間、只今迄之通壹艘ニ米八石五斗積、加子米茂式人乗之積リ可被下置事

一式拾石舟上荷舟役割勤方之儀者、従前々之通所々舟株割ニ仕平等ニ可相勤事

一役舟申付候指紙者向後式拾石舟持中へ壹通、上荷舟持中へ壹通可遣候間、加子米請取手形茂式拾石舟年寄ノ壹通、六ヶ所上荷舟持ノ壹通、別通ニ認、加子米も別ニ請取可申事

一上荷舟持ノ加子米手形印判之儀、六ヶ所舟持之惣印壹捲候而上荷舟持中と認印形可仕候、尤六ヶ所申合年番ニ仕候而差紙請取役舟差出シ加子米請取手形茂認出候様可仕事

右之通申渡候条、式拾石舟上荷舟申合、無滞役舟可相勤候、尤木津川、宇治川、桂川、淀近辺之堤川除御普請其外臨時役舟共右同事ニ双方申合御用無滞滞相勤可申候、已上
卯八月

㊤の資料では、まず瓶原の船は、10石積みであり、上荷船と称し、二十石船とは言わないことを述べ、船数12艘、淀・伏見辺から笠置までを往き来し、「上前」(運上銀)は納めていないこと、二条城蔵米の運送などの公役を勤めてきたことを列記している。㊤の資料では、二条城蔵米の運送は、二十石船と上荷船とで同様に勤めるが、公役を命じる「指(差)紙」や「加子米請取手形」は両者別紙とすることが申し渡されている。㊤では、「六ヶ所上荷船持」という表現がされているので、木津川の六カ浜が、幕府側の公役の対象として把握されていること、すなわち制度的に確立していることがわかる。しかも、淀の二十石

船とは異なる船群として、認識されていたのである。

以上みてきたように、瓶原浜など木津川の六カ浜は、17世紀から18世紀にかけての時期に、制度的に確立されていったものと考えられる。その経過はまた、中世以来の淀船による木津川水運の独占からの、木津川六か浜の自立の過程ともとらえることができよう。本「船株万写覚書」の記載が、この時点で終わっているのも、関係するのかもしれない。

この後、江戸時代中後期の木津川水運については、当館の『木津川の歴史と民俗』はじめ諸書に詳しいので、そちらを参照されたい。概括すれば、六カ浜が船数を増やし繁栄していくのに対し、淀船は休株などもあり衰退の傾向を見せるようである。

5. 例幣使下行米運送

瓶原は、はじめに述べたように、例幣使料であった^(注15)。例幣使とは、朝廷から、伊勢神宮と日光東照宮とに毎年派遣される奉幣使のことである。この例幣使を派遣するための費用を賄うために設置されたのが、例幣使料である。

例幣使へ渡す^{びぎょう}下行米の運送も、瓶原の船の勤めであった。「船株万写覚帳」の末尾に、関連資料が写し留められているので、紹介しておきたい。

文化拾五寅歳御届書

奉御届ケ申上候口上書

一日光例幣来ル四月

一伊勢例幣来ル十月

右御下行米如例年両度運送仕候、依之其節舟印シ相用申度候間、此段御届奉申上候、以上

瓶原郷舟方

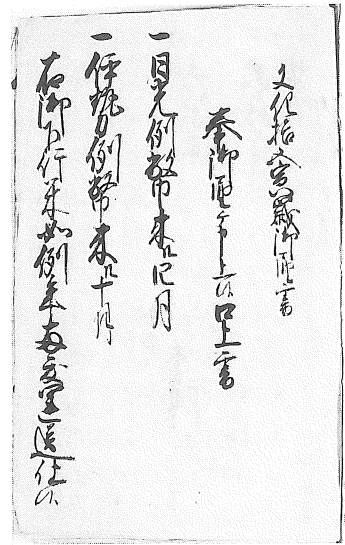
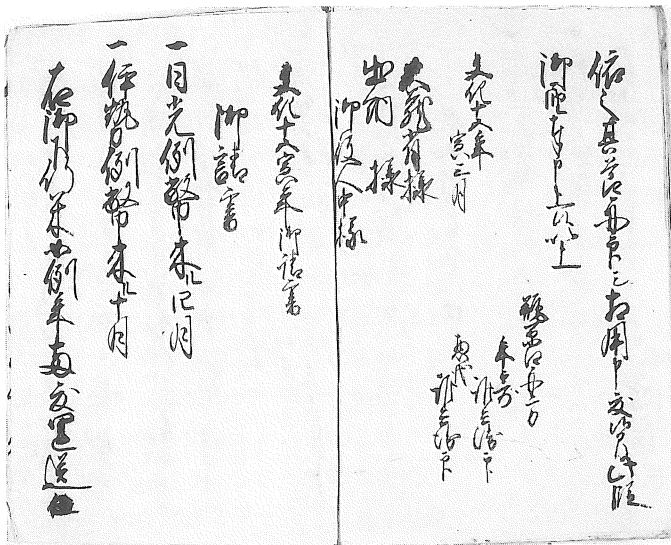
文化十五年

年寄誰兵衛印

寅三月

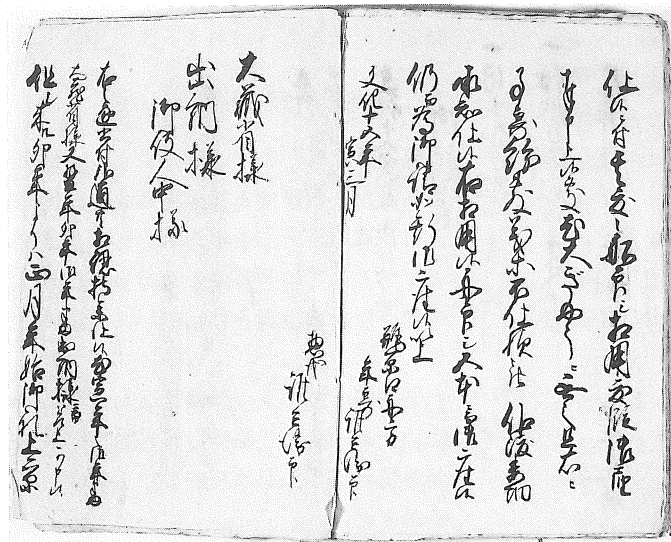
惣代誰兵衛印

大蔵省様



文化15年

例幣使下行米運送御届書
例幣使下行米運送御請書



出納様
御役人中様

文化十五寅年御請書
御請書

- 一日光例幣来ル四月
- 一伊勢例幣来ル十月

右御下行米如例年兩度運送仕候ニ付、其度々船印シ相用度段御届奉申上候処、尤大ぎやうニ無之、且右ニ事寄紛敷義等不仕様被仰渡、委細承知仕候、仍而為御請如斯御御候、以上

瓶原郷舟方

文化十五年
寅三月

大藏省様
出納様

御役人中様

年寄誰兵衛印
惣代誰兵衛印

1818 (文化15) 年と、やや時代は下るが、下行米運送にあたり、例幣使御用であることを示す船印を使用できたこと、それぞれの例幣使派遣時期にあわせて、年に2度の下行米運送を勤めていたことが知られる。なお、こ

ここに留められているのは雛形である。小嶋家には前年1817年9月付けの、伊勢例幣下行米運送の請書も残されている。それには「御指免御座候船印シ五本之内相用度」とあり、5艘までの船が運送にあたったことが知られる。

資料はこれだけで、詳しいことはわからないが、瓶原にとっては、例幣使御用を勤めることは、重要な役務と考えられていたものであろう。この資料が、瓶原でも例幣使料でない法花寺野の小嶋家に伝存したのは、この年に小嶋家が瓶原郷の舟方年寄を勤めていたためと思われる。

おわりに

「船株万写覚書」という1冊の古文書をもとに、これまでほとんど様子のわからなかった、江戸時代前期の木津川水運について紹介してきた。いまのところ、ここに書き並べてきた事柄を裏付けするような、他の資料を見出していない。その限りでは、充分批判的に検討しなければならない資料であろう。しかし、この時期の資料は非常に少ないので、報告することに意義があると考えた。大方の御教示をお願いしたい。また今後とも、木津川水運に関する資料は、古文書に限らず、調査収集を続けて行きたいので、その点でも御協力をお願いする。

(注1) 『木津町史』『山城町史』『加茂町史』などにも触れられていない。

(注2) 「郷土と無足人」(『加茂町史』第2巻 近世編、1991)。小嶋家文書は、奈良市の本家小嶋英介氏が所蔵される。

(注3) 高橋美久二「木津川河川敷の大坂城残石」(『山城郷土資料館報』第8号、1990)

(注4) 中谷雅治「甕原離宮の位置について」(『京都府埋蔵文化財論集』第1集、1987)

(注5) 小嶋家文書、石井家文書(京都大学蔵)など、法花寺野を瓶原郷の内とする資料は数多い。

(注6) 以上、領主知行の変遷は『宗国史』による。

(注7) 木津川六カ浜については、田中「近世の淀川・木津川水運」(『けいはんな風土記』、1990)参照

(注8) 『京都御役所向大概覚書』、1973

(注9) (注7)に同じ

(注10) 西田彦一・水田義一「木津川水運と和東・信楽町」(藤岡謙二郎編『山間支谷の人文地理』、1970)

(注11) 過書船および過書船奉行については、日野照正『畿内河川交通史研究』、1986

(注12) 『京都町触集成』別巻1、1988

(注13) 『京都御役所向大概覚書』

(注14) 山城郷土資料館『木津川の歴史と民俗』、1990、「水陸交通と産業」(『加茂町史』第2巻、1991)、「水運と街道」(『木津町史』本文篇、1991)、前掲(注7)文献など

(注15) 「例幣使料と禁裏御料」(『加茂町史』第2巻)